



# 農業委員会 第23号

## だより

### たがみ

■ 平成29年1月20日発行  
■ 発行／田上町農業委員会  
■ 発行人／会長 入倉 一夫

TEL 57-6226

■ 印刷所／阿部印刷株式会社



### 第24回田上町産業まつり



ごあいさつ



田上町農業委員会  
会長 入倉 一夫

農業委員会

会長 入倉 一夫  
(川前・保明嶋・下中村・  
上中村・四ツ合・千刈・石田)  
会長代理 小林俊一

新年明けましておめでとうございます。日頃より農業委員会にご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正が、昨年4月1日より施行され、これまでの公選制から市町村長の選任制に変更となります。農業委員は町長の任命制になり、新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。田上町においては、任期満了に伴い今年の7月20日から新体制に移行となります。

今後、農地利用の最適化を推進していく上で、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止と解消、新規就農者の育成等が私どもの最優先課題です。委員が連携し一体となつて活動し、その成果が町の発展に結びつくよう、皆様と手を携えて進めて参りたいと考えております。

最後に、皆さまのご健勝とご多幸を祈念し、新年の挨拶とい

|              |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 委員           | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 |
| (坂田・上吉田・川船河) | 員  | 員  | 員  | 員  | 員  | 員  | 員  | 員  | 員  |

(清水沢・羽生田・下吉田・青海  
(後藤・曾根・下横場)  
(上野・山田)  
(農協推薦)  
(本田上・川之下)  
(原ヶ崎)  
(本田上・川之下)  
(五百川 真佐子)  
(五百川 乾 道子)

# 農業委員員視察研修報告

◆(株)Jファーム  
JAようてい人參集出荷選別施設

北海道苦小牧市  
北海道虻田郡京極町



農業委員  
乾 道子

10月18～20日、北海道へ

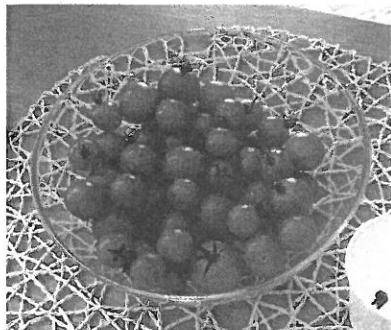
視察研修を行つてきました。

1日目は、(株)Jファーム

の植物工場ともいえる施設  
(敷地面積6万2千784  
m<sup>2</sup>、施設面積2万8千59  
2 m<sup>2</sup>) の研修をしました。

この施設は植物の光合成に  
必要な光、CO<sub>2</sub>、温度、  
養分の4要素を天然ガス、  
産業廃棄物の木質チップ、  
温泉熱とそれらを活かすエ  
ネルギー技術を駆使してト  
マトやベビーリーフ、南国  
フルーツの栽培を行つてい  
ました。

ベビーリーフは定植から  
収穫まで完全機械化され、  
作業員もエアシャワーを浴  
びてから施設に入るなど、  
衛生管理が徹底されていま  
ま



した。  
また、トマト栽培ではオ  
ランダの栽培方式を取り入  
れ、1本の木を伸ばし続け、

10ヶ月間にわたり収穫し、  
1日あたり300kg、年間  
で約100tの収穫量にも  
なるそうです。そのトマト  
を試食させてもらつたので  
すが、味が濃くとても美味  
しかつたです。

北海道らしいスケールの  
大きな施設を目の当たりに  
し、最先端の農業に触れる  
ことができました。

2日目は、羊蹄山のふも  
とにある京極町に今年3月  
完成した道内一の規模を誇  
る京極人参の集出荷選別施  
設を見学しました。

鉄骨造一部2階建ての施  
設は総事業費約40億円で、  
そのうち約20億円が国の補  
助金で建てられました。選  
別機は40台のカメラと目視  
による選別で1日2万ケー  
ス(約280t)を関東、  
関西方面へ出荷していると  
のことでした。収穫された  
人参は、原料予冷庫で10℃  
まで冷やし、粗選別→洗浄  
↓選別→箱詰→真空予冷と  
いう一連の作業を機械化し  
ており、4系列のベルトコ  
ンベアの上を一列に人参  
が動いていく様子はまさに  
「壯觀」の一言でした。

J Aようてい管内では、  
10aにつき3～5tの収穫  
量があり、経費を引いた收  
量でした。

羊蹄山麓の広大な自然に  
触れ、改めて北海道農業の  
規模の大きさに圧倒された  
3日間でした。



## 平成27年度利用権設定等の実績

(H27.4.1～H28.3.31)

|       |     |      |                          |
|-------|-----|------|--------------------------|
| 利用権設定 | 新規  | 15件  | 94,230.00m <sup>2</sup>  |
|       | 再設定 | 162件 | 861,324.64m <sup>2</sup> |
| 利用権移転 |     | 一件   | -m <sup>2</sup>          |
| 所有権移転 |     | 5件   | 21,662.44m <sup>2</sup>  |

## 平成28年農地の移動状況

(H28.1.1～H28.12.31)

|                       |     |                          |
|-----------------------|-----|--------------------------|
| 農地法第3条                | 11件 | 79,569.70m <sup>2</sup>  |
| 農地法第4条                | 一件  | -m <sup>2</sup>          |
| 農地法第5条                | 3件  | 1,707.00m <sup>2</sup>   |
| 事業計画変更                | 一件  | -m <sup>2</sup>          |
| 適用外等                  | 1件  | 287.00m <sup>2</sup>     |
| 農地法による届け出<br>(相続・解約等) | 51件 | 341,421.26m <sup>2</sup> |

# 農業委員会制度が変わりました!

## 農業委員会委員選挙人名簿の登載申請の廃止

農業委員会等に関する法律の一部改正が、平成27年9月4日に公布され、昨年の4月より施行されました。このことにより、これまでの公選制から市町村長の選任制に変更となりました。

これは、選挙制度が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更となりました。これに伴い、今後は農業委員会選挙人名簿の調整を行わないことになりました。

これまで、農業者から毎年1月に提出していただいた「農業委員会選挙人名簿の登載申請」については、平成28年1月から提出が不要になったことを再度お知らせします。

現農業委員の任期は、平成29年7月19日までです。なお、次の農業委員選出は、新制度が適用されるため、農業委員の選挙は行われません。（今後は、毎年行っていた農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の手続きがなくなります。）

## 農業委員改革の考え方

農業委員会は、その主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要です。

今般の農業委員会等に関する法律の改正では、農業委員会の主たる使命をより良く果たせるよう、以下のことに取り組みます。

### ①農業委員会の事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進が、最も重要な事務であることを明確にする。

### ②農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするために、公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改め、その際、農業委員の過半数は原則として認定農業者でなければならない。

### ③農地利用最適化推進委員の新設

主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設する。



農業委員会では、農地パトロールを実施し、遊休農地、違反転用、不法投棄などがないか現地を調査しています。転用の際は、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。

**◆農地転用とは：**  
農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

**◆自分の農地を転用するとき**  
農地法第4条の許可が必要です。  
農地の所有者が申請します。

**◆農地の売買や貸借により転用するとき**  
農地法第5条の許可が必要です。  
農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

※申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については、町のホームページに掲載しています。

**農地転用は  
許可が必要です！**

老後の備えとして

国が支える

積立方式で  
安心

# 農業者年金

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

年間60日以上  
農業従事国民年金1号  
被保険者

60才未満



詳しくは… 農業者年金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

独立行政法人農業者年金基金

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

相続等により  
農地を取得した方**届出が必要です**

相続等により農地を取得した方は、農地の所在する農業委員会に届け出が必要です。届出様式は、町のホームページからダウンロードできますし、農業委員会事務局にもあります。

**各種申請書の締切は毎月15日**

農地法第3条、第4条、第5条の許可申請、利用権設定申出書の受付は毎月15日（土日祝日の場合は前の日）が締切です。締切後の提出は、翌月の審議となります。

**全国農業新聞 購読申込受付中**

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。毎週金曜日発行、購読料は月額700円です。  
1ヶ月無料のお試し購読もありますので、ぜひ手にとってご覧ください。  
お申し込みは、地区の農業委員までお願いします。